宮城県北方領土問題教育者会議規約

(名称)

第1条 本会は、宮城県北方領土問題教育者会議という。

(目的)

第2条 本会は、宮城県内の学校教育における北方領土問題の理解と啓発を 図るため、必要な事業を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、前条の目的に賛同する教育関係者をもって組織する。

(事業)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 北方領土教育に関する教育関係者の情報交換
- (2) 北方領土教育に関する教材開発や授業の進め方に関する研究及び実践
- (3) 学校教育に関する教育機関への研修会等での啓発
- (4) その他、目的達成のため必要な事業

(総会)

- 第5条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。
 - 2 総会の議長は会長が行う。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 幹事若干名
 - (4) 監事 1名
 - 2 会長は、宮城県中学校社会科教育研究会会長の職にある者が就任し、本会 を代表し、本会の業務を総理する。
 - 3 副会長は、宮城県小学校社会科教育研究会会長の職にある者が就任し、会 長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 幹事は、次の各号に該当する者のうちから、選任する。
 - (1) 独立行政法人北方領土問題対策協会等関係機関が主催した派遣事業や 研修会等に参加した教育関係者

- (2) 北方領土返還要求運動宮城県民会議が主催した派遣事業や研修会等に参加した教育関係者
- (3) 宮城県教育庁義務教育課の北方領土問題担当職員
- (4) その他北方領土教育に関心のある教育関係者
- 5 監事は、会務について監査し、総会に報告する。

(役員の選任)

第7条 本会の役員の選任は、総会において行う。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
 - 2 役員は、任期終了後であっても、後任者が選任されるまでの間、その職務を行うものとする。

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長及び幹事を持って構成し、会長がこれを招集 する。

(顧問)

第10条 本会に顧問、相談役を置くことができる。

(事務局)

第 11 条 本会の事務を処理するため、事務局を当面の間、仙台市青葉区本町三 丁目 8 番 1 号に置く。

(経費)

第 12 条 本会の経費は、独立行政法人北方領土問題対策協会からの補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(細則)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営その他に関し必要な事項に ついては、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成31年2月18日から施行する。